

1. いじめの認知件数と解消件数

	児童生徒数	いじめの認知について						いじめの解消について		
		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	比較	認知率	(1)解消しているもの (日常的に観察継続中)	(2)解消に向けて 取組み中	(3)その他
松伏小	713	161	178	206	274	+68	38.4%	184	90	0
金杉小	180	32	13	60	83	+23	46.1%	55	28	0
松二小	364	81	28	115	109	-6	29.9%	82	27	0
小学校合計	1257	274	219	381	466	+85	37.1%	321	145	0
松伏中	255	8	1	8	12	+4	4.7%	11	1	0
松二中	514	36	19	23	66	+43	12.8%	52	14	0
中学校合計	769	44	20	31	78	+47	10.1%	63	15	0
松伏町合計	2026	318	239	412	544	+132	26.9%	384	160	0

※ いじめが「解消している」状態

①いじめに係る行為の解消;被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと;いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

2. いじめの認知件数の学年別内訳

	学年別						合計
	(1)1年生	(2)2年生	(3)3年生	(4)4年生	(5)5年生	(6)6年生	
松伏小	45	79	47	67	23	13	274
金杉小	23	7	4	32	16	1	83
松二小	40	18	21	7	10	13	109
小学校合計	108	104	72	106	49	27	466
松伏中	8	2	2				12
松二中	26	30	10				66
中学校合計	34	32	12				78

3. いじめの態様(複数回答可)

	小学校合計	中学校合計	松伏町合計	割合
冷やかしやからかい, 悪口や脅し文句, 嫌なことを言われる。	248	47	295	43.6%
仲間はずれ, 集団による無視をされる。	50	4	54	8.0%
軽くぶつかられたり, 遊ぶふりをしてたたかれたり, 蹴られたりする。	120	11	131	19.4%
ひどくぶつかられたり, たたかれたり, 蹴られたりする。	30	0	30	4.4%
金品をたかられる。	6	0	6	0.9%
金品を隠されたり, 盗まれたり, 壊されたり, 捨てられたりする。	22	4	26	3.8%
嫌なことや恥ずかしいこと, 危険なことをされたり, させられたりする。	110	12	122	18.0%
パソコンや携帯電話等で, ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	12	0	12	1.8%
その他	0	0	0	0.0%

4. いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」発生件数

	松伏小	金杉小	松二小	松伏中	松二中	計
発生件数	0	0	0	0	0	0

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。